

危険物に該当する消毒用アルコールの貯蔵・取扱いについて

- 消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて
消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上（重量%）の製品が第四類・アルコール類の危険物に分類されます。

※ 酒類等のアルコール度数表示は体積に対しての濃度（容量%）のためアルコール度数67%以上が消防法上の危険物に該当します。

- 消毒用アルコール（第四類・アルコール類）を貯蔵・取扱う場合
消防法または火災予防条例により、その数量に応じて消防署へ申請又は届出が必要になります。

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請の必要はありません
80L以上400L未満	届出が必要です
400L以上	申請が必要です

※ 消防法又は火災予防条例で定められている技術上の基準を満たす必要があります。

手続き関係について、ご不明な点がございましたら、

お近くの消防署へお問合せください。